

小郡市リサイクル協力店設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の適正処理及び減量促進に資するため、市内又は市外の小売業者等をリサイクル協力店として設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(リサイクル協力店の事業)

第2条 リサイクル協力店は、前条の趣旨に則り、次に掲げる各号のうち1以上の事業を行うこととする。

- (1) 市指定ごみ袋及び粗大ごみシール（以下「ごみ袋等」という。）の販売
- (2) トレー回収及び設置場所の管理
- (3) 古紙再生品の販売

2 前項に関する事業については、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(申請)

第3条 リサイクル協力店の認定を受けようとするものは、小郡市リサイクル協力店認定申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(承認)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合において、内容を審査のうえ認定するときは、申請者に対し小郡市リサイクル協力店認定書（様式第2号）により通知する。

(廃止)

第5条 リサイクル協力店は、第2条第1項に定める事業を廃止するときは、市長に、小郡市リサイクル協力店廃止届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年8月7日から施行する。

附 則（令和3年3月25日小郡市告示第43号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

ごみ袋等及び古紙再生品の発注、支払い及び卸値・販売価格	
発注先	ごみ袋等配達受託業者（以下「受託業者」という。）
発注方法	電話又はFAX（ごみ袋等については専用の注文書を用いること。）
支払方法	原則、納品時に受託業者に現金で支払うこと。
卸値・販売価格	別表第2のとおり
トレー回収事業	
回収ボックス及び袋	回収に使用する専用ボックス及び袋は、市から無料で提供するものとする。
回収方法	回収は、市から受託した業者が市の指定する日に行うものとする。
注意事項	リサイクル協力店は、回収ボックス及び袋の設置場所を清潔に保ち、トレーが散乱しないようにすること。

別表第2（第2条関係）

ごみ袋等値段表

ごみ袋等の種類	注文単位	卸値	小売単位	小売額
燃えるごみ袋（大）	1包（200枚）	9,800円	10枚	520円
燃えるごみ袋（小）	1包（200枚）	5,600円	10枚	310円
ビン専用袋	1包（200枚）	5,600円	5枚	155円
不燃物専用袋	1包（200枚）	5,600円	5枚	155円
粗大ごみ用シール	1束（10枚）	5,210円	1枚	524円
事業系可燃ごみ専用袋	1包（200枚）	20,400円	10枚	1,050円

古紙再生品値段表（税込）

種類	注文単位	卸値		小売希望価格	
		箱	包	箱	包
たなばたロール （6ロール）	1箱（8包入）	3,784 円	473円	4,240 円	530円
おりひめティッシュ	1箱（10包入）	4,120 円	412円	4,500 円	450円

備考

- 1 ごみ袋等の卸値は、小郡市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成10年小郡市条例第13号）別表第1に規定する一般廃棄物処理手数料から、ごみ袋等1枚当たり3円を引いた金額で算出する。
- 2 事業系可燃ごみ専用袋は、事業系一般廃棄物収集運搬許可業者のみ取り扱う。
- 3 ごみ袋等及び古紙再生品の購入後の返品及び商品の品質に問題がない場合の変換はできないものとする。